

神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、直近の物価高騰の影響により、活動の継続に支障が出ている、困難を抱える女性支援団体の活動を支援するため、神奈川県が予算の範囲内で「神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金」(以下、「支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給対象者は、神奈川県内に活動拠点を置き、配偶者等からの暴力、生活困窮及び孤独・孤立等の困難を抱える女性を支援する活動を継続的に行っている団体とする。

(支給要件)

第3条 支援金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 神奈川県内に活動拠点を置く団体であること。
- (2) 配偶者等からの暴力、生活困窮及び孤独・孤立等による困難を抱える女性支援の1年以上の活動実績があり、かつ支援金支給申請時に継続して活動していること。
- (3) 神奈川県内にシェルター等、女性を保護するための居場所を保有していること。
- (4) 支援金支給申請時に、向こう2か月間の活動計画を提出すること。
- (5) 暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと。

(支援金の支給額)

第4条 支援金の支給額は、2万円を上限とする。

2 前項の支援金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(支援金の申請)

第5条 支援金の支給を申請しようとする者は、神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金支給申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。但し、(3)(4)については、前年度までに提出している場合は、変更がなければ提出を省略することができる。

- (1) 神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金活動計画書(第2号様式)
- (2) 神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳等の写し
- (3) 定款又はそれに準ずる団体規約等
- (4) 団体役員名簿(第3号様式)

(支援金支給の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、支援金を支給することを決定した場合は、神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金支給決定通知書(第4号様式)により、支援金を支給しないことを決定した場合は、神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金不支給決定通知書(第5号様式)により、通知するものとする。

(支援金の支給)

第7条 知事は、前条の規定により支援金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対して、通知した日から起算して30日以内に支援金を支給するものとする。

(活動の報告)

第8条 支給決定者は、支援金の支給を受けた日から起算して60日以内に神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金活動報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、支援金支給の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ支援金の支給を受けようとする者又は支援金の支給を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を知事本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、知事は、支援金の支給を受けようとする者又は支援金の支給を受けた者から、当該個人情報の提供に係る本人の同意を得るものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、支援金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、第8条の規定による活動の報告を行わなかったとき。
- (3) 支給決定者が、前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、支給決定者にすでに支援金を支給しているときは、期限を定めて、当該支給決定者に支給した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行する。

神奈川県知事 殿

申請者 住所
団体名
代表者名

神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金 支給申請書

次のとおり、神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体の概要等

団体名	
(フリガナ) 団体代表者氏名	
団体連絡先	(フリガナ) 担 当 者 : 住所 : 〒 — 電話 : () ・日中、県からの連絡がとれる電話番号を御記載ください。 FAX : () メールアドレス :
団体種別	
団体構成人数	人
活動開始年月	年 月
支援金申請額	万円

2 添付資料

- ① 神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金活動計画書（第2号様式）
- ② 神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金口座振込依頼書及び振込先口座の通帳の写し等
- ③ 定款又はそれに準ずる団体規約等
- ④ 団体役員名簿（第3号様式）

役員名簿

令和 年 月 日 現在

役職名	(フリガナ) 氏名	性別 (男・女)	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	住所
代表者				

記載されたすべての者は、代表者及び役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

団体名
代表者氏名

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金 支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金支給申請書（以下「申請書」という。）により申請のあった神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金（以下「支援金」という。）については、審査の結果、支給することとしましたので、通知します。

1 対象活動

申請書記載のとおり

2 支援金の支給額

円

共 推 第 号
令和 年 月 日

様

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金 不支給決定通知書

令和 年 月 日付けの神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金支給申請書により申請のあった神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金については、審査の結果、不支給とすることとしましたので、通知します。

不支給の理由

神奈川県知事 殿

申請者 住所
団体名
代表者名

神奈川県困難を抱える女性支援団体活動支援金 活動報告書

令和 年 月 日付け共推 号をもって支給決定を受けた上記支援金に係る活動について、次のとおり報告します。

（工夫して取り組んだこと）

（活動するにあたり苦勞したこと）

（支援人数）
人

（今後の課題）